| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| --- | --- |
| 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ２． 選定の手順及びスケジュール | 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ２． 選定の手順及びスケジュール |
| 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （１） 応募者の構成  ④応募者は、複数企業で構成される場合には、構成企業の中の１者を当該応募者の「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続きを行うこととする。ただし、代表企業は運転管理ほか業務又は設計建設業務に直接携わること、及び「大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿」又は「大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格登録者名簿」に登録されていることを求めるものとする。 | 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （１） 応募者の構成  ④応募者は、複数企業で構成される場合には、構成企業の中の１者を当該応募者の「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続きを行うこととする。 |
| 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （１） 応募者の構成  ⑥応募者を構成する構成企業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者を構成する構成企業となることはできない。ここで、資本面若しくは人事面において関連がある者とは、次の（ア）、（イ）の基準のいずれかに該当する者とする。  なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、今後規定する大和川下流流域下水道今池水みらいセンター包括管理事業入札心得第３条第１項第(2)号の規定に抵触するものではない。  （ア）次のいずれかに該当する二者の場合  ・ 親会社と子会社の関係（会社法（平成17年法律第86 号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成18 年度法務省令第12 号）第３条の規定による子会社という。）にある場合。  ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合  ・ 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  （イ）その他当該応募者と特別な提携関係があると認められる者 | 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （１） 応募者の構成  ⑥応募者を構成する構成企業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者を構成する構成企業となることはできない。ここで、資本面若しくは人事面において関連がある者とは、次の（ア）、（イ）の基準のいずれかに該当する者とする。  なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、今後規定する大和川下流流域下水道今池水みらいセンター包括管理事業入札心得第３条第１項第(2)号の規定に抵触するものではない。  （ア）次のいずれかに該当する二者の場合  ・ 親会社と子会社の関係（会社法（平成17年法律第86 号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成18 年度法務省令第12 号）第３条の規定による子会社という。）にある場合。  ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合  ・ 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  （イ）その他当該応募者と特別な提携関係があると認められる者 |
| 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （１） 応募者の構成  ⑦SPCを設立するにあたり、構成企業はSPC設立時の議決権株式の全ての割当てを受けるものとする。また、代表企業（応募者の代表企業に同じ）については、構成企業内で議決権比率が唯一最大とならなければならない。 | 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （１） 応募者の構成  ⑦SPCを設立するにあたり、構成企業はSPC設立時の議決権株式の全ての割当てを受けるものとする。また、代表企業については、構成企業内で議決権比率が唯一最大とならなければならない。 |
| 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （１） 応募者の構成  ⑧応募者を構成する構成企業の変更について、参加申込書受付以降は原則として認めない。但し、資格確認基準日以降、事業契約締結までの間、やむを得ない事情が生じた場合、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の企業については、資格・能力等の面で支障がないと発注者が判断した場合には、追加及び変更を認めることがある。 | 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （１） 応募者の構成  ⑧応募者を構成する構成企業の変更について、参加申込書受付以降は原則として認めない。但し、資格確認基準日以降、技術提案書受付までの間、やむを得ない事情が生じた場合、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の企業については、資格・能力等の面で支障がないと発注者が判断した場合には、追加及び変更を認めることがある。 |
| 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （３） 応募者の参加資格要件  ③  ただし、製作は次のいずれかに限る。  ・設計、製造及び検査を自ら行う場合  ・設計及び検査を自ら行い、製造のみを外注に付す場合  ・ＯＥＭ契約に基づく外注により製作している場合  なお、機械設備工事を複数企業によって実施する場合は、全ての企業が上記の要件を満足したうえで、主担当企業（業務の主たる部分を担当する企業。以下同じ。）を定めること。 | 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （３） 応募者の参加資格要件  ③  　ただし、製作は次のいずれかに限る。  ・設計、製造及び検査を自ら行う場合  ・設計及び検査を自ら行い、製造のみを外注に付す場合  また、機械設備工事を複数企業によって実施する場合は、主担当企業（業務の主たる部分を担当する企業。以下同じ。）を定めること。 |
| 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （３） 応募者の参加資格要件  ④本事業のうち運転管理ほか業務において構成企業として運転管理業務を実施する者は次の要件を満たすものとする。  ・  ・  ・  （イ）運転管理業務を単体企業で実施する場合は、次のa）からc）に掲げる全ての業務について締結した契約について、平成23年４月１日から入札参加申請の前日までの間に、…  ・  ・  ・  a）水処理施設（オキシデーションディッチ法、回分式活性汚泥法及び生物膜法によるものを除く。以下同じ。）における処理能力65,000m3/日以上のものを有する下水終末処理場の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。以下同じ。）。ただし、汚泥処理施設（流動焼却炉設備を有するものに限る。以下同じ。）を有する下水終末処理場に限る。  ・  ・  ・  （ウ）運転管理業務を複数の構成企業で実施する場合は、運転管理業務を実施する構成企業により以下の1)及び2)の要件を満たすこと。なお、複数の構成企業で満足する場合及び一つの構成企業で両方を満足する場合のどちらも認めるものとする。また、運転管理業務を実施する構成企業のうち、1)及び2)の要件を満たさない企業は、3)の要件を満たすこと。1)又は2)を満たす構成企業より運転管理業務の主担当企業を定めること。  ~~1）次の(ⅰ)及び(ⅱ)に掲げる要件について、運転管理業務を行う構成企業により全て満足すること。なお、複数の構成企業で満足する場合及び１つの構成企業で両方を満足する場合のどちらも認めるものとする。~~  1)次のa）又はb）のいずれかの業務について締結した契約について、平成23年４月１日から参加表明書を提出する前日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、a）については、コリンズ登録を行っている工事について、平成18年４月１日から入札参加申請の前日までに完成、引渡しが完了しているものも有効とする。また、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  a）下水終末処理場における脱水ケーキ１日当たり45t/基以上の流動焼却炉設備の新規設置又は更新を含む工事（元請としての施工実績に限る。）  b）下水終末処理場における脱水ケーキ１日当たり45t/基以上の汚泥処理施設（流動焼却炉設備を有するものに限る。）の運転管理業務（通算３年以上の履行実績に限る。）  2)次のa）からc）に掲げる全ての業務について締結した契約について、平成23年４月１日から入札参加申請の前日までの間に、通算３年以上の期間について、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  a）水処理施設における処理能力65,000m3/日以上のものを有する下水終末処理場の運転管理業務。  b）１台当り排水能力5.5m3/秒以上の雨水ポンプを有する下水ポンプ場の運転管理業務。  c）雨水総排水量11.0m3/秒以上の下水ポンプ場の運転管理業務。  3)運転管理業務を行う構成企業のうち、1)の要件を満たさない者は、次のa)の業務について締結した契約について、平成23年４月１日から入札参加申請の前日までの間に、通算３年以上の期間、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  a）水処理施設を有する下水終末処理場の運転管理業務。ただし、処理能力は問わない。 | 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （３） 応募者の参加資格要件  ④本事業のうち運転管理ほか業務において構成企業として運転管理業務を行う者は次の要件を満たすものとする。  ・  ・  ・  （イ）運転管理業務を単体企業で行う場合は、次のa）からc）に掲げる全ての業務について締結した契約について、平成23年４月１日から参加表明書を提出する前日までの間に、…  ・  ・  ・  a）水処理施設（オキシデーションディッチ法、回分式活性汚泥法及び生物膜法によるものを除く。以下同じ。）における処理能力65,000m3/日以上のものを有する下水終末処理場の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。以下同じ。）。ただし、汚泥処理施設（流動焼却炉設備を有するものに限る。以下同じ。）を有する下水終末処理場に限る。  ・  ・  ・  （ウ）運転管理業務を複数の構成企業で行う場合は、以下の1)及び2)の要件を満たすこと。また、1)を満たす構成企業より運転管理業務の主担当企業を定めること。  1）次の(ⅰ)及び(ⅱ)に掲げる要件について、運転管理業務を行う構成企業により全て満足すること。なお、複数の構成企業で満足する場合及び１つの構成企業で両方を満足する場合のどちらも認めるものとする。  (ⅰ)次のa）又はb）のいずれかの業務について締結した契約について、平成23年４月１日から参加表明書を提出する前日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、a）については、コリンズ登録を行っている工事について、平成18年４月１日から参加表明書を提出する前日までに完成、引渡しが完了しているものも有効とする。また、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  a）下水終末処理場における脱水ケーキ１日当たり45t/基以上の流動焼却炉設備の新規設置又は更新を含む工事（元請としての施工実績に限る。）  b）下水終末処理場における脱水ケーキ１日当たり45t/基以上の汚泥処理施設の運転管理業務（通算３年以上の履行実績に限る。）  (ⅱ)次のa）からc）に掲げる全ての業務について締結した契約について、平成23年４月１日から参加表明書を提出する前日までの間に、通算３年以上の期間について、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  a）水処理施設における処理能力65,000m3/日以上のものを有する下水終末処理場の運転管理業務。  b）１台当り排水能力5.5m3/秒以上の雨水ポンプを有する下水ポンプ場の運転管理業務。  c）雨水総排水量11.0m3/秒以上の下水ポンプ場の運転管理業務。  2)運転管理業務を行う構成企業のうち、1)の要件を満たさない者は、次のa)の業務について締結した契約について、平成23年４月１日から参加表明書を提出する前日までの間に、通算３年以上の期間、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  a）水処理施設を有する下水終末処理場の運転管理業務。ただし、処理能力は問わない。 |
| 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  1） 事業全般に係る配置技術者  本事業において、以下の技術者を本事業着手時より配置しなければならない。 | 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  1） 事業全般に係る配置技術者  本事業において、以下の技術者を本事業着手時より専任で配置しなければならない。 |
| 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  1） 事業全般に係る配置技術者  ①事業総括責任者  　代表企業又は構成企業のうち運転管理業務又は機械設備工事を実施する企業（運転管理業務又は機械設備工事を複数企業で実施する場合はいずれかの主担当企業）より、以下の（ア）～（オ）全ての要件を満たす技術者を事業総括責任者としてSPCに籍を置かせ、本事業期間中において選任し配置しなければならない。なお、現場への常駐は求めない。なお、主たる業務が設計建設業務から運転管理ほか業務へ移行する時点、代表企業が変更となった場合又はやむを得ない理由により事業総括責任者の変更が必要となった場合について、発注者の承諾を得て事業総括責任者を変更することができるものとする。  ・  ・  ・  (オ) 入札参加申請時点において代表企業又は構成企業のうち運転管理業務又は機械設備工事を実施する企業（運転管理業務又は機械設備工事を複数企業で実施する場合は主担当企業）と直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 | 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  1） 事業全般に係る配置技術者  ①事業総括責任者  　構成企業のうち運転管理業務または機械設備工事を行う企業（運転管理業務又は機械設備工事を複数企業で行う場合はいずれかの主担当企業）より、以下の（ア）～（オ）全ての要件を満たす技術者を事業総括責任者としてSPCに籍を置かせ、本事業期間中において選任し配置しなければならない。なお、現場への常駐は求めない。  ・  ・  ・  (オ) 入札参加申請時点において直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 |
| 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  2） 運転管理業務に係る配置技術者  本事業のうち運転管理ほか業務において運転管理業務を実施する企業は、以下の技術者を配置しなければならない。 | 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  2） 運転管理業務に係る配置技術者  本事業のうち運転管理ほか業務において運転管理業務を行う者は、以下の技術者を配置しなければならない。 |
| 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  2） 運転管理業務に係る配置技術者  ①維持管理業務総括責任者  構成企業のうち運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）～（エ）全ての要件を満たす技術者を維持管理業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、運転管理ほか業務期間中において専任で配置し、現場へ常駐させなければならない。  　また、当該技術者は運転管理業務総括責任者（※）を兼ねることができるものとする。  　（※）運転管理業務総括責任者とは、構成企業のうち運転管理業務を実施する企業が、運転管理ほか業務全体を統括管理するために、現場に配置させる者であり、以下の（ア）～（ウ）の要件を満たし、かつ運転管理ほか業務開始時点において直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者をいう。  ・  ・  ・  （エ）入札参加申請時点において運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）と直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 | 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  2） 運転管理業務に係る配置技術者  ①維持管理業務総括責任者  構成企業のうち運転管理業務を行う企業（運転管理業務を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）～（エ）全ての要件を満たす技術者を維持管理業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、運転管理ほか業務期間中において専任で配置し、現場へ常駐させなければならない。  　また、当該技術者は運転管理業務総括責任者（※）を兼ねることができるものとする。  　（※）運転管理業務総括責任者とは、構成企業のうち運転管理業務を行う企業が、運転管理ほか業務全体を統括管理するために、現場に専任、常駐させる者であり、以下の（ア）～（ウ）の要件を満たし、かつ運転管理ほか業務開始時点において直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者をいう。  ・  ・  ・  （エ）入札参加申請時点において直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 |
| 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  3） 設計及び建設に係る配置技術者  本事業において設計建設業務を実施する企業は、以下の技術者を配置しなければならない。 | 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  3） 設計及び建設に係る配置技術者  本事業において設計建設業務を行う者は、以下の技術者を配置しなければならない。 |
| ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  3） 設計及び建設に係る配置技術者  ①設計業務総括責任者  構成企業のうち機械設備工事を実施する企業（機械設備工事を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）及び（イ）の要件を満たす技術者を設計業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、設計建設期間中において選任し配置しなければならない。なお、現場への常駐は求めない。当該技術者の設計建設期間の途中での交代は原則認めないが、当該技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合は、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。  また、当該技術者はSPCから発注される機械設備工事におけるシステム設計技術者（※１）を兼ねることができるものとする。  ・  ・  ・  （イ） 入札参加申請の時点において機械設備工事を実施する企業（機械設備工事を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）と直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 | ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  3） 設計及び建設に係る配置技術者  ①設計業務総括責任者  構成企業のうち機械設備工事を行う企業（機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）及び（イ）の要件を満たす技術者を設計業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、設計建設期間中において選任し配置しなければならない。なお、現場への常駐は求めない。当該技術者の設計建設期間の途中での交代は原則認めないが、当該技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合は、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。  また、当該技術者はシステム設計技術者（※１）を兼ねることができるものとする。  ・  ・  ・  （イ） 入札参加申請の時点において直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 |
| ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  3） 設計及び建設に係る配置技術者  ②建設業務総括責任者  構成企業のうち機械設備工事を実施する企業（機械設備工事を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）及び（イ）の要件を満たす技術者を建設業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、建設期間中において専任で配置し、現場へ常駐させなければならない。ただし、工場製作のみが行われている期間（※）については、当該技術者の配置について「専任」及び「常駐」を免除することができるとともに設計業務総括責任者が当該技術者を兼ねることができるものとする。当該技術者の建設期間の途中での交代は原則認めないが、当該技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、以下の場合等において、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。  ・  ・  ・  （イ）入札参加申請の時点において機械設備工事を実施する企業（機械設備工事を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）と直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 | ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  3） 設計及び建設に係る配置技術者  ②建設業務総括責任者  構成企業のうち機械設備工事を行う企業（機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）及び（イ）の要件を満たす技術者を建設業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、建設期間中において専任で配置し、現場へ常駐させなければならない。ただし、工場製作のみが行われている期間（※）については、当該技術者の配置について「常駐」を免除することができるとともに設計業務総括責任者が当該技術者を兼ねることができるものとする。当該技術者の建設期間の途中での交代は原則認めないが、当該技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、以下の場合等において、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。  ・  ・  ・  （イ）入札参加申請の時点において直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 |
| ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  3） 設計及び建設に係る配置技術者  ③設計建設業務に係るその他の配置技術者 | ４． 応募者の資格等  （５） 配置技術者に係る要件  3） 設計及び建設に係る配置技術者  ②設計建設業務に係るその他の配置技術者 |
| 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ５． 提案の審査及び落札者の選定に関する事項  （５） 提出書類の取扱い  ①著作権  応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。  ただし、発注者が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で使用できる。また、受注者以外の提案については本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、公表に当たっては、事前に応募者に確認、協議し、同意を得るものとする。 | 第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項  ５． 提案の審査及び落札者の選定に関する事項  （５） 提出書類の取扱い  ①著作権  応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。  ただし、発注者が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で使用できる。また、受注者以外の提案については本事業の公表以外の目的には使用しない。 |
| 第９ その他事業の実施に関し必要な事項  ５． 災害時の協力  受注者は、災害の発生により、大阪府内の市町村を始めとした各汚水処理施設管理者がその処理業務を独自では適正に遂行できない場合で、発注者が今池水みらいセンターにおいて応援が可能と判断する場合は、本施設に汚泥を受け入れる等、発注者の指示に従い協力すること。また、協力に係る費用については別途協議とする。 | 第９ その他事業の実施に関し必要な事項  ５． 災害時の協力  受注者は、災害の発生により、大阪府内の市町村を始めとした各汚水処理施設管理者がその処理業務を独自では適正に遂行できない場合で、発注者が今池水みらいセンターにおいて応援が可能と判断する場合は、本施設に汚泥を受け入れる等、発注者の指示に従い協力することが求められる。 |
| 第９ その他事業の実施に関し必要な事項  ６． 関連業務  今池水みらいセンターにおいては、令和５年３月末まで、水処理及び汚泥処理ならびに雨水排除に係る運転管理業務が他の受注者によって実施されており、本事業の着手後２年間については、これら関連業務及びこれを行う運転管理者等と相互に連携を図ることが求められる。 | 第９ その他事業の実施に関し必要な事項  ６． 関連業務  今池水みらいセンターにおいては、令和４年３月末まで、水処理及び汚泥処理ならびに雨水排除に係る運転管理業務が他の受注者によって実施されており、本事業の着手後２年間については、これら関連業務及びこれを行う運転管理者等と相互に連携を図ることが求められる。 |
| 別紙１ | 別紙１ |
|  |  |
| 別紙２ | 別紙２ |
| 別紙２ | 別紙２ |
| 別紙２ | 別紙２ |